

九州運輸局管内自家用電気工作物保安管理業務委託契約仕様書

1 業務委託の目的

当該業務は、電気事業法第42条第1項及び第43条、同施行規則第52条第2項の規定に基づき、電気工作物の保安管理業務を行うものである。

また、自家用電気工作物の保全確保を目的とし、経済産業省で定める技術基準に適合するように保持して事故を未然に防止するため高圧受変電設備及び負荷設備並びに発電設備の点検を行うものである。

2 発注者

発注者は、九州運輸局長及び独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部長であり、入札は、九州運輸局(以下「当局」という。)が実施するので、受託者は、九州運輸局長、独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部長と定められた割合で契約を締結し、それぞれに請求するものとする。なお、電気事業法上の「設置者」は九州運輸局とする。

3 保安管理業務の対象

保安管理業務の対象は別紙1「管理対象物件表」に掲げる電気工作物(以下「各事業場」という。)とする。

4 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 受託者の経営状況等

(1) 経営の状況

受託者は、各事業場を有する県内で連続3年以上、九州産業保安監督部長の外部委託承認を受けて、電気保安管理業務を営んでいること。

(2) 労働災害保険等への加入

受託者は、予想される高電圧、高所作業等における労働災害事故に備えて労働災害保険等に加入していること。

(3) 損害賠償の能力

受託者は、この契約の履行にあたって故意又は過失によって委託者又は、第三者に与える恐れがある損害(委託者又は第三者の感電、点検に伴う機器の損傷、停電による業務の障害等)に対して十分な賠償能力を有すること。

(4) 事業への専念

受託者は電気保安管理業務に専念し、他の職業を有していないこと。(個人事業者：電気管理技術者)

受託者の保安業務担当者は電気保安管理業務に専念し、他に職務を兼務していないこと。(保安法人：保安業務担当者)(電気事業法施行規則第52条の2第1号ホ及び第2号ニ)

6 再委託の禁止

受託者は、契約の履行に際し、その一部又は全部を別の個人事業者（以下、電気管理技術者という。）又は電気保安法人に再委託してはならない。

ただし、受託者が、電気管理技術者であって、本人の急病等やむを得ない理由がある場合は、委託者が承認した場合に限り同等以上の資格、要件を満たす他の電気管理技術者に業務を再委託することができるものとする。

7 受託者の資格及び要件

本業務を受託する者は、次の資格要件のいずれも満たす者でなければならない。

- (1) 電気事業法施行規則第52条の2に規定する電気主任技術者の外部委託先の要件を全て満たしていること。
- (2) 受託者が法人の場合
電気事業法施行規則第53条第2項第2号に定める保安業務担当者を定めることができる者であること。
- (3) 電気事故における対応及び体制
イ 受託者は電気事故等、緊急時の連絡体制について明確にし、24時間受付対応を行うこと、なお、留守番電話による対応は不可とする。
(受託者は各事業場の対応事業所所在地一覧、24時間受付体制表を提出すること。)
ロ 受託者は、連絡を受けてから2時間以内で当該事業場へ到着できる場所に主たる連絡場所を設けている体制であること。(受託者は各事業場の担当者の氏名、主たる連絡場所の住所及び交通手段、所要時間一覧を提出すること。)
ハ 受託者は、風水害・雷害の被害が予測される場合には迅速な対応ができる体制であること。(受託者は各事業場の担当者1名の他に、もう1名対応できる体制を一覧で提出すること。)
- (4) 8及び9に定める業務内容を履行できる者であること。
- (5) 「電気管理技術者」は、必要に応じ他の「電気管理技術者」に保安管理業務の補助を実施させることができるものとする。
- (6) 発注者は、事業場において保安管理業務を行う者と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された「電気管理技術者」、又は、「電気管理技術者」を含む「他の電気管理技術者」（以下、「電気管理技術者等」という。）であることを確認する。

電気管理技術者等は、事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書により、自らが委託契約書に記された電気管理技術者等であることを発注者に対して提示し明らかにしなければならない。

ただし、緊急の場合は、この限りでない。

- (7) 電気管理技術者等は、必要に応じ補助者を同行させ、保安管理業務の実施を補助させることができる。
- (8) 受託者は、前各項で定める電気管理技術者等の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を、受託者の事業所への連絡方法とともに、任意の書面をもって委託者及び各事業場に知らせることとする。
なお、電気管理技術者等の変更を行う必要が生じた場合にあっては同様とする。
- (9) 電気事業法施行規則附則第3条及び第4条に規定する者は、その規定されている事項について本条を適用しない。

8 保安管理業務の内容

- (1) 発注者が、受託者に委託する保安管理業務は、保安規程に基づき、当該事業場について、次に掲げる業務を電気管理技術者等が自ら行うものとする。

イ 電気工作物の工事、維持及び運用が適正に行われるよう、助言又は協議を行うとともに、各事業場の保安規程に基づき定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない、又は、適合しないおそれがある場合は修理・改善等を発注者に指示又は助言を行うこと。

ロ 事故発生時等には、次の（イ）～（ニ）までに掲げる処置を行うこと。

（イ） 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を発注者又はその従業者から受けた場合は、電気管理技術者等が、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。

（ロ） 電気管理技術者等が、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行う。

（ハ） 事故・故障の原因が判明した場合は、電気管理技術者等が、同様の事故・故障を再発させないための対策について、発注者に指示又は助言を行う。

（ニ） 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、電気管理技術者等が発注者に対し、事故報告するよう指示を行う。

ハ 法令に定める所管官庁の立入検査に立会うこと。

ニ 電気工作物の工事、維持及び運用に関する所管官庁への提出書類及び図面について、その作成及び手続きを指導すること。

ホ 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行いこれに伴う必要な報告又は助言を行うこと。

ヘ 電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて、工事中の点検を行い、これに伴う必要な報告又は助言を行うこと。

ト「点検、試験の一部又は全部を実施しない電気工作物」は、発注者の意見を聞いた上で、発注者の負担により電気工事事業者又は電気機器製造者等に依頼して実施するものとする。

チ 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の有無について確認を行い、結果について発注者に報告を行うこと。

リ 技術業務及びその他の業務

ニからへの業務について、別途料金が必要となる場合は発注者と協議の上、実施するものとする。

(2) 点検種別

イ 月次点検・・・点検頻度毎月1回

ロ 年次点検・・・点検頻度毎年1回

ハ 臨時点検・・・必要の都度

ニ 工事期間中の点検…毎週1回

ホ 竣工検査・・・必要の都度

(3) 月次点検を次のイからハまでに掲げる要件に従って行うこと。

イ 外観点検を、(イ)に掲げる項目について(ロ)に掲げる設備を対象として行う。

(イ)点検項目

(a)電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

(b)電線と他物との離隔距離の適否

(c)機械器具、配線の取付け状態及び加熱の有無

(d)接地線等の保安装置の取付け状態

(e)その他必要に応じて、保安規程に定める項目

(ロ)対象設備等

(a)引込設備（区分開閉器、引込、支持物、ケーブル等）

(b)受電設備（断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等）

(c)受・配電盤

(d)接地工事（接地線、保護管等）

(e)構造物（受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等）・配電設備

(f)発電設備（原動機、発電機、始動装置等）

(g)蓄電池設備

(h)負荷設備（配線、配線器具、低圧機器等）

(i)その他必要に応じて、保安規程に定める設備

ロ 次の(イ)及び(ロ)までに掲げる項目の確認のため、当該各項目に定める測定を行う。

(イ)電圧値の適否及び過負荷等

電圧、負荷電流測定

(ロ) 低圧回路の絶縁状態

B種設置工事の接地線に流れる漏洩電流測定

ハ 発注者及びその従事者に、日常巡視において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合電気管理技術者等の観点から点検を行う。

(4) 絶縁監視装置等の設置（絶縁監視装置の設置の有無（有・無））

イ 受電設備容量100kVAを超える事業場にあつては、「主任技術者制度の解釈及び運用（原子力安全・保安院）」に適合する絶縁常時監視装置を発注者、各事業場及び受託者と協議の上設置し、低圧使用設備全般について24時間絶縁状態を監視するが、当該常時監視装置の設置及び保守費用については受託者が負担する。この場合、本器の所有権が乙にあたる為、乙は本器が常に正常に機能するように維持しなければならない。

また、発注者及び各事業場は、当該絶縁常時監視装置を設置する場所の提供、電灯・電話配線等の既存施設の利用について便宜を図るものとする。

ロ 当該常時監視装置の設定値確認及び試験ボタンによる検知動作確認、設定値における誤差確認及び警報を自動伝送する場合の伝送試験を毎年1回以上実施するものとする。

低圧電路の絶縁状況の適切な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定上限値50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分間以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ）に次の（イ）及び（ロ）に掲げる処置を行うこと。

（イ）電気管理技術者等が、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。

（ロ）電気管理技術者等が、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

ハ 点検頻度

(2) イに定める点検頻度は、平成15年7月1日付経済産業省告示第249号第4条6号に定める要件を満たす設備（小規模高圧需要設備）を設置した場合には、発注者、受託者と協議の上、3月に1回（規則第96条第2項第1号ロに規定する登録点検業務受託法人の場合6月に1回）以上とすることができる。

第4条7号及び8号に定める設備を設置した場合は隔月1回以上とすることができる。

第4条9号に定める要件を満たす次の設備を設置した場合は3月に1回以上とすることができる。

（イ）受電設備がキュービクル式であるもの（屋内に設置するものに限る。）

（ロ）蓄電池設備又は非常用予備発電設備がないもの

(5) 年次点検の実施

年次点検を、月次点検に係る(3)の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。

イ 1年に1回以上行う。ただし、信頼性が高く、かつ、下記(5)ロの各号と同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる。

ロ 次の(イ)から(ホ)までに掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行う。

(イ) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること

(ロ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条に規定された値以下であること。

(ハ) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。

(ニ) 非常用予備発電装置が常用電源停電時に自動的に起動し、停電復旧後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常であること。

(ホ) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

(6) 工事期間中は、上記(3)イに定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

(7) 前各項のほか電気工作物の工事、維持及び運用するに当たって、保安規程を遵守するために必要な助言又は協力を行うこと。

9 適用法令及び九州産業保安監督部長への申請、届出等

(1) 適用法令等

契約の履行にあたって、次の関係法令等に基づいて業務を行うものとする。

イ 電気事業法

ロ 労働安全衛生法

(2) 九州産業保安監督部長への申請、届出等

イ 契約の履行上必要な九州産業保安監督部長への申請、届出等の諸手続きは、受託者は発注者の要請を受けて速やかに行うものとする。なお、必要に応じて受託者は発注者に対し、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きに関する助言を行うこと。

ロ 前項の申請・届出を受託者が故意に遅延させた場合、または虚偽の記載を行った場合、発注者は契約を無条件で解約できるものとする。

1 0 機械器具の保有

- (1) 受託者は、電気事業法施行規則第52条の2に定められた機械器具を有していること。
- (2) 受託者が業務に使用する測定機器は、国家基準を満たした試験用標準校正器を用い信頼できる、特定の校正責任者の元で校正・誤差試験を実施すること。
- (3) 前項の測定機器の校正・誤差試験の記録は発注者の求めがあったとき、直ちに開示すること。又、合格品は校正試験合格シールを添付し実施日を明示すること。

1 1 安全管理

(1) 安全の確保

作業の実施にあたっては労働安全衛生法及び労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めること。

(2) 単独作業の禁止

高压電路の停電、送電操作を伴う作業、高压近接作業、又は高所作業を伴う場合は安全の確保のため監視者をおいて複数で作業を実施すること。

(3) 防護具、保護具の使用

受託者は高压近接作業を行う場合は適正な絶縁用防護具、絶縁用保護具を使用すること。そのために必要な適正な防護具、保護具を常備しなければならない。受託者は防護具、保護具の定期自主検査(6か月に1回以上)を実施し、その絶縁性能が維持されていること。又、自主点検の記録は発注者の求めがあったときに直ちに開示すること。

1 2 点検結果の報告

点検結果報告書原紙は、各事業場へ本紙報告することし、九州運輸局及び九州検査部へ副本を一部ずつ送付すること。

1 3 発注者受託者相互の協力及び義務

- (1) 発注者は、受託者が報告、助言した事項又は受託者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとり、その意見を尊重するものとする。
- (2) 発注者は、点検、測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について受託者に協力するものとする。
- (3) 受託者は、保安全管理業務を誠実にを行うこと。

1 4 発注者受託者相互の通知

- (1) 発注者は、次に掲げる場合は、その具体的内容を遅滞なく受託者に通知するも

のとする。

イ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合。

ロ 絶縁監視装置等から警報を発した場合。

ハ 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合及び施工する場合並びに工事が完了した場合。

ニ 平常時及び事故その他異常の際における電気工作物の運転操作についての方法を定める場合。

ホ 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合。

ヘ 権利義務の承継があった場合。

ト 法令に定める所管官庁の立入検査を受ける場合。

チ 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者(以下「従事者」という。)に対し、電気工作物の保安を確保することができる体制を整備し、又は変更する場合。

リ 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備し、又は変更する場合。

ヌ 従事者以外の者が高圧電気設備に接近して、作業を行う場合。

ル 代表者、事業揚名又は所在地名に変更があった場合。

ヲ 九州電力株式会社等との契約電力に変更があった場合。

(2) 受託者は、次に掲げる事項を発注者に通知すること。

イ 発注者の執務時間内、時間外における受託者への連絡方法

ロ その他必要な事項

1.5 危険物のある場合等の通知

発注者は、爆発性、可燃性及びその他の危険物資等を発生し、貯蔵し又は取扱う場所並びに設備がある場所又はこれを変更する場合は、その危険の範囲等を具体的に遅滞なく受託者に通知するものとする。

1.6 実施日程等

(1) 月別点検は、原則として、開庁日(点検月の15日まで)の発注者の執務時間に実施するものとし、あらかじめ、別紙1記載の各事業場を実施予定日を通知するものとする。

(2) 年次点検(停電)の場合は、閉庁日に実施するものし、年次点検(無停電)の場合は、開庁日に実施するものとするが、各事業場職員と事前に協議の上実施すること。また、九州電力株式会社等の自家用需要家分岐開閉器の開閉操作を行う場合において、九州電力株式会社等への手続きは、受託者が行うものとする。

1 7 事業場内の立入り等

受託者は、保安管理業務を行うため、各事業場の許可を得て当該事業場内に立ち入ることができる。その際は、各事業場の担当職員の指示に従うものとする。

1 8 連絡責任者等

- (1) 各事業場は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この業務の履行に関して受託者と連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法を受託者に通知するものとする。
需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有する者をあてるものとする。
- (2) 各事業場は、前項の巡視を行う者又は連絡責任者に事故があった場合の業務の代理者を定め、その氏名、連絡方法を受託者に通知するものとする。
- (3) 各事業場は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに受託者に通知するものとする。
- (4) 各事業場は、連絡責任者又は代理者を、受託者の行う保安管理業務に立会わせるものとする。

1 9 損害賠償の免責

受託者は、次のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 発注者が13(1)についてその実施を怠りそれによって損害を生じた場合。
- (2) 発注者が、電気関係法令又はこの契約に違反した行為を行い、それによって損害を生じた場合。
- (3) 発注者が、14(1)イからへまで及び15による通知を怠り、それによって損害を生じた場合。
- (4) 天災地変、自然劣化、原因不明等欠陥の発見が困難な場合並びにその他受託者の責めとならない事由により損害を生じた場合。

2 0 書類、図面、備品等の整備

発注者は、受託者の意見を聞いて発注者の負担において、次に掲げる電気工作物の保安管理に必要な書類、図面及び備品等の整備に努めるものとする。

- (1) 設計図、単線結線図、電気設備等の構内図、高圧機械器具配置図低圧配線図、仕様書、取扱説明書及び設備台帳等
- (2) 測定器具類、工具、材料、予備品及び消耗品等

2 1 記録の保存

発注者は、保安管理業務の結果について電気管理技術者等から次の記録等の報告を受け、その記録等（当該業務を実施した電気管理技術者等の氏名を含む）を確認し3年間保存する。また、受託者においても原則として3年間保存することとする。

イ 点検、測定及び試験の記録

ロ 電気事故に関する記録

2 2 契約の失効及び解除

(1) 各事業場の電気工作物が次のいずれかに該当する場合は、この契約は失効するものとする。

イ 電気工作物が廃止された場合

ロ 受託者が電気事業法施行規則第5 2条第2項で定める外部委託先の承認が得られない場合

ハ 電気事業法施行規則第5 3条第5項に該当する場合

ニ 一般用電気工作物となった場合

ホ 受電電圧が7, 000ボルト超過となった場合

ヘ 発電所出力が、1, 000キロワット以上となった場合

ト 配電線路の電圧が、600ボルト超過になった場合

(2) 受託者は、次のいずれかに該当する場合は、絶縁監視装置の設置に係る契約のみを解除することができるものとする。

イ 絶縁監視装置の設置が不適當な電気工作物となった場合

ロ 発注者の電気工作物が未改修により絶縁不良が継続する等、絶縁監視装置による監視が不能となった場合

2 3 電気工作物以外の施設に対する改修等

(1) 保安業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、検査員の安全が確保されないと認められる施設(以下「不安全施設」という。)がある場合は、発注者、受託者協議の上、速やかに改修すること。

(2) 前項の不安全施設の改修に要する費用は、発注者が負担するものとする。

(3) 受託者は発注者と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがある。

2 4 絶縁監視装置の撤去

受託者は、次のいずれかに該当する場合は、絶縁監視装置を撤去することができる。ただし、同装置を設置している場合に限り、撤去費用は受託者が負担するものとする。

- (1) 絶縁監視装置を設置する契約を解除した場合
- (2) 契約が失効した場合

2 5 機密の保持

受託者は、業務上知り得た発注者の機密を他に漏らさないこと。

2 6 個人情報について

この業務上取得した個人情報は、発注者の委託を受けて行う自家用電気工作物の保安管理業務に関する業務以外には利用しないものとする。

2 7 点検、試験業務の一部又は全部を実施しない電気工作物

電気管理技術者等は保安規程に基づき保安管理業務を自ら実施する。ただし、次の(1)から(4)に掲げる自家用電気工作物であって、電気管理技術者等の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が電気管理技術者等により確認されているものに係る保安管理業務についてはこの限りではない。

- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物、例えば
 - (a) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき一級建築士等の検査を要する建築設備
 - (b) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は、特殊消防用設備等
 - (c) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - (d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
 - (e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- (2) 設置場所の特殊性のため、電気管理技術者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物、例えば
 - (a) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - (b) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - (c) 衛生管理の為立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - (d) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

- (e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- (4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

2.8 その他

- (1) 電気事業法施行規則第52条、第52条の2、第53条、平成15年7月1日付経済産業省告示第249号「主任技術者制度の解釈及び運用」（内規）（経済産業省原子力安全・保安院）及び各種関係法令に示されている事項を遵守すること。
- (2) 受託者は、省エネルギーに関する検討を行い、有効と判断される場合は発注者に対して提案すること。
- (3) 代金の請求及び支払い
 - ① 本業務の支払は3ヵ月に1回（年4回6・9・12・3月の期間終了後）とする。
 - ② 発注者は、受託者から請求があったときは、適正な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払わなければならない。
 - ③ 受託者は請求に消費税及び地方消費税に相当する金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てとする。
- (4) 履行遅延の場合における損害金等
 - ① 受託者の責に帰すべき事由により期限内に履行できない場合においては、発注者は、損害金の支払を受託者に講求することができる。
 - ② 上記の損害金の額は、委託代金額から出来高部分に相応する委託代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ年3%の割合で計算した額とする。
 - ③ 発注者の責に帰すべき事由により、支払が遅延した場合は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」の定めるところにより、受注者に支払わなければならない。
- (5) 権利義務の譲渡等
受託者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りでない。
- (6) 契約日については、令和7年度予算成立をもって契約することとする。ただし、令和7年4月1日以前に成立した場合は、令和7年4月1日を契約日とする。なお、予算の変更、成立の遅延があった場合、事業を中止、又は契約内容を変更する場合がある。

管理対象物件表

	支局・事務所名称(事業場名称)	住 所	最大電力	需要設備	受 電		備考
			(KW)	(KVA)	電力(KW)	電圧(V)	
1	九州運輸局福岡運輸支局(本庁舎)	福岡市東区千早3丁目10-40	143	330	143	6600	
2	九州運輸局福岡運輸支局北九州自動車検査登録事務所	北九州市小倉南区新曾根4-1	88	180	88	6600	
3	九州運輸局福岡運輸支局筑豊自動車検査登録事務所	飯塚市仁保23-39	56	125	56	6600	
4	九州運輸局福岡運輸支局久留米自動車検査登録事務所	久留米市上津町2203-290	64	150	64	6600	
5	九州運輸局佐賀運輸支局(本庁舎)	佐賀市若楠2丁目7-8	64	175	64	6600	
6	九州運輸局長崎運輸支局(東長崎庁舎)	長崎市中里町1368	71	125	71	6600	
7	九州運輸局長崎運輸支局佐世保自動車検査登録事務所	佐世保市沖新町5-5	52	150	52	6600	
8	九州運輸局長崎運輸支局厳原自動車検査登録事務所	対馬市厳原町久田645-8	13	80	13	6600	
9	九州運輸局熊本運輸支局(本庁舎)	熊本市東区東町4丁目14-35	113	425	113	6600	
10	九州運輸局大分運輸支局	大分市大州浜1丁目1-45	80	250	80	6600	
11	九州運輸局宮崎運輸支局	宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735-3	95	225	95	6600	
12	九州運輸局鹿児島運輸支局(谷山港庁舎)	鹿児島市谷山港2丁目4-1	80	225	80	6600	
13	九州運輸局鹿児島運輸支局奄美自動車検査登録事務所	奄美市名瀬和光町12-1	21	80	21	6600	

「別紙」

点検、測定及び試験の基準

電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

1 点検の種類

- (1) 月次点検は、主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験をいう。
- (2) 年次点検Aは、主として施設の運転中に行う精密な点検、測定及び試験をいう。
- (3) 年次点検Bは、主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験をいう。
- (4) 臨時点検は、異常が発生した場合の原因探求等をいう。

2 点検の実施回数

(1) 月次点検、年次点検

経済産業省「告示第249号」に基づき行い、このうち年1回年次点検を行うものとする。

(需要設備)

① 年次点検Aは、3年に2回行うものとする。

② 年次点検Bは、3年に1回行うものとする。

※ 年次点検Bを実施した年度から起算して3年以内に、次回の年次点検Bを行うものとする。

※ 設備の条件等により年次点検Aを行うことができない場合は、年次点検Bを1年に1回行うものとする。

(発電設備)

年次点検Bを1年に1回行うものとする。

(2) 臨時点検

必要の都度実施するものとする。

3 点検の方法

- (1) 外観点検とは、運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、音響、臭覚及び温度計等により点検することをいう。
- (2) 観察点検とは、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。

4 点検、測定及び試験項目

(1) 需要設備

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				年次点検A	年次点検B	
受 電 設 備 (含む二次受電設備)	責任分界となる 開閉器 引込線等	外 観 点 検	○	○	○	必 要 の つ ど
		視 察 点 検			○	
		絶 縁 抵 抗 測 定			○	
		絶縁診断(部分放電測定)		○		
	電線及び支持物 ケーブル	継電器動作試験		※8 ○	※10 ○	
		継電器との結合動作試験			○	
	遮断器 開閉器	外 観 点 検	○	○	○	
		視 察 点 検			○	
		絶 縁 抵 抗 測 定			○	
		絶縁診断(部分放電測定)		○		
		継電器動作試験			※10 ○	
		継電器との結合動作試験			○	
		※1 絶縁油の点検・試験			○	
	※1 内 部 点 検			○		
	断 路 器 電力用ヒューズ 遊 電 器 計器用変成器 母 線 電力用コンデンサ その他高圧機器	外 観 点 検	○	○	○	
		視 察 点 検			○	
		絶 縁 抵 抗 測 定			○	
		絶縁診断(部分放電測定)		○		
	変 圧 器	外 観 点 検	○	○	○	
		視 察 点 検			○	
		絶 縁 抵 抗 測 定			○	
		絶縁診断(部分放電測定)		○		
		漏れ電流測定	○	○	○	
		※1 絶縁油の点検・試験			○	
	※1 内 部 点 検			○		
	配 電 盤 及 び 制 御 回 路	外 観 点 検	○	○	○	
		視 察 点 検			○	
		絶 縁 抵 抗 測 定			○	
		絶縁診断(部分放電測定)		○		
		継電器動作試験			※10 ○	
受電設備の建物・室 キュービクルの外箱	外 観 点 検	○	○	○		
	視 察 点 検			○		
接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○		
	視 察 点 検			○		
	※2 接 地 抵 抗 測 定		○	○		

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				年次点検A	年次点検B	
配電設備	開閉器、遮断器、変圧器、配電線及び支持物、接地装置	受電設備に準ずる	同左	同左	同左	必要のつとど
	電気使用場所の設備	電動機、電気照明、配線器具その他機器類、接地装置	外観点検 ○ 視察点検 ○ ※3 絶縁抵抗測定 ※2 接地抵抗測定	○ ○ ※9 ○ ○	○ ○ ○ ○	
非常用予備発電設備	原動機及び付属装置	外観点検	○	○	○	
		視察点検			○	
		※4 保護装置動作試験		○	○	
	発電機及び励磁装置、接地装置	始動試験	○	○	※5 ○	
		外観点検	○	○	○	
		視察点検			○	
※4 絶縁抵抗測定		○	○			
※2 接地抵抗測定		○	○			
開閉器・遮断器・配電盤、発電設備の建物・室、キュービクルの外箱	受電設備に準ずる	同左	同左	同左		
小出力発電設備	原動機・付属装置、発電機・励磁装置	非常用予備発電設備に準ずる	同左	同左	同左	
	水力設備及び付属装置、風力設備及び付属装置、太陽電池及び付属装置、燃料電池及び付属装置	外観点検	○	○	○	
		視察点検			○	
		※4 絶縁抵抗測定		○	○	
接地装置、開閉器・遮断器・配電盤、発電設備の建物・室、キュービクルの外箱	受電設備に準ずる	同左	同左	同左		
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○	
		視察点検			○	
		液量点検		○	○	
		※6 電圧・比重・液温測定		※7 ○	※7 ○	
	充電装置	外観点検	○	○	○	
		視察点検			○	
		※4 絶縁抵抗測定		○	○	
		※2 接地抵抗測定		○	○	
絶縁監視装置	外観点検	○	○	○		
	設定値確認・検知動作試験		○	○		
	設定値の誤差確認・自動伝送試験		○	○		

(2) 内燃力発電所

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検B	臨時点検
内 燃 力 発 電 設 備	原 動 機	外 視 点 検	○	○	必 要 の つ ど
		視 察 点 検		○	
		※11 機 関 の 調 整 ・ 整 備		※12 ○	
	発 電 機	外 視 点 検	○	○	
		視 察 点 検		○	
		※4 絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
	配 電 盤 等 ┌ 遮 断 器 閉 閉 器 変 圧 器 制 御 装 置 保 護 継 電 器 等	外 視 点 検	○	○	
		視 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
		※11 継 電 器 と の 結 合 動 作 試 験		○	
		継 電 器 動 作 特 性 試 験		1回/3年	
		漏 れ 電 流 測 定	○	○	
		※1 絶 縁 油 の 点 検 ・ 試 験		○	
		※1 内 部 点 検		○	
		※11 制 御 装 置 試 験		○	
		起 動 停 止 試 験		○	
	始 動 用 設 備 ┌ 蓄 電 池 充 電 装 置 電 気 始 動 装 置 充 気 装 置 付 属 装 置	外 視 点 検	○	○	
		視 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
		※6 蓄 電 池 電 圧 ・ 比 重 ・ 液 温 測 定		1回/6ヵ月	
	燃 料 供 給 施 設 (貯 蔵 ・ 供 給 設 備)	外 視 点 検	○	○	
		視 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
※2 接 地 抵 抗 測 定			○		

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検B	臨時点検
内 燃 力 発 電 設 備	冷 却 装 置 (冷却器・熱交換器)	外 観 点 検	○	○	必 要 の つ と
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
	発 電 機 室 内	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	

- (注) (1) ※ 1を付した項目は、負荷の使用状況等に応じて、必要が認められる場合に行う。
- (2) ※ 2を付した項目は、過去の実績によって、その一部又は全部を省略することがある。
- (3) ※ 3を付した項目は、絶縁監視装置の監視記録により代えることがある。
- (4) ※ 4を付した項目は、場合によっては実施できないときがある。
- (5) ※ 5を付した項目は、自動で行うものとする。
- (6) ※ 6を付した項目は、パイロットセルで行うものとし、構造(密閉型等)によりその一部又は全部を省略することがある。
- (7) ※ 7を付した試験項目で特定箇所については、6ヶ月に1回実施する。
- (8) ※ 8を付した項目は、過去の実績その他の理由により実施しないことがある。
- (9) ※ 9を付した項目は、漏れ電流測定記録により代えることがある。
- (10) ※10を付した項目は、特性試験を3年に1回以上行う。
- (11) ※11を付した項目は、原則として「当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者」により行うものとする。
なお、保安協会以外が実施したものについては、記録により確認を行うものとする。
- (12) ※12を付した項目は、運転時間毎に行うものとする。

(3) 風力発電所

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検B	臨時点検
風 力 発 電 設 備	原 動 機	外 観 点 検	○	○	必 要 の つ ど
		観 察 点 検		○	
		※4 機 関 の 調 整 ・ 整 備		○	
	発 電 機	外 観 点 検		○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
	配 電 盤 等 ┌ 遮 断 器 開 閉 器 変 圧 器 制 御 装 置 保 護 継 電 器 等	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
		※4 継 電 器 と の 結 合 動 作 試 験		○	
		継 電 器 動 作 特 性 試 験		1回/3年	
		漏 れ 電 流 測 定	○	○	
		※1 絶 縁 油 の 点 検 ・ 試 験		○	
		※1 内 部 点 検		○	
		※4 制 御 装 置 試 験		○	
	蓄 電 池 設 備 ┌ 蓄 電 池 充 電 装 置 付 属 装 置	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
絶 縁 抵 抗 測 定			○		
※2 接 地 抵 抗 測 定			○		
※3 蓄 電 池 電 圧 ・ 比 重 ・ 液 温 測 定			○		
発 電 機 室 内	外 観 点 検		○		
	観 察 点 検		○		
	絶 縁 抵 抗 測 定		○		
	※2 接 地 抵 抗 測 定		○		

- (注) (1) ※1を付した項目は、負荷の使用状況等に応じて、必要が認められる場合に行う。
(2) ※2を付した項目は、過去の実績によって、その一部又は全部を省略することがある。
(3) ※3を付した項目は、パイロットセルで行うものとし、構造(密閉型等)によりその一部又は全部を省略することがある。
(4) ※4を付した項目は、原則として「当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者」により行うものとする。
なお、保安協会以外が実施したものについては、記録により確認を行うものとする。

(4) 太陽電池発電所

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検B	臨時点検
太陽電池発電所	光電池設備	外 観 点 検	○	○	必要のつとど
		観 察 点 検		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
	蓄電池設備 蓄電池 充電装置 付属装置	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
		※3 蓄電池電圧・比重・液温測定		○	
	電力変換装置	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
	配電盤等 遮断器 開閉器 変圧器 制御装置 保護継電器等	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
		※4 継電器との結合動作試験		○	
継電器動作特性試験			1回/3年		
漏れ電流測定		○	○		
※1 絶縁油の点検・試験			○		
※1 内 部 点 検			○		
※4 制 御 装 置 試 験			○		

- (注) (1) ※1を付した項目は、負荷の使用状況等に応じて、必要が認められる場合に行う。
(2) ※2を付した項目は、過去の実績によって、その一部又は全部を省略することがある。
(3) ※3を付した項目は、パイロットセルで行うものとし、構造(密閉型等)によりその一部又は全部を省略することがある。
(4) ※4を付した項目は、原則として「当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者」により行うものとする。
なお、保安協会以外が実施したものについては、記録により確認を行うものとする。

(5) 燃料電池発電所

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検B	臨時点検
燃 料 電 池 発 電 所	電池本体	※3 外 観 点 検	○	○	必 要 の つ ど
	燃料供給系 空気系 水蒸気系 配置ガス系 排気系 電池収納系	※3 観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
	電力変換装置	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
	配 電 盤 等 遮 断 器 開 閉 器 変 圧 器 制 御 装 置 保 護 継 電 器 等	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
		※4 継電器との結合動作試験		○	
		継電器動作特性試験		1回/3年	
		漏 れ 電 流 測 定	○	○	
		※1 絶縁油の点検・試験		○	
		※1 内 部 点 検		○	
※4 制 御 装 置 試 験			○		

- (注) (1) ※1を付した項目は、負荷の使用状況等に応じて、必要が認められる場合に行う。
(2) ※2を付した項目は、過去の実績によって、その一部又は全部を省略することがある。
(3) ※3を付した項目は構造上により実施できないことがある。
(4) ※4を付した項目は、原則として「当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者」により行うものとする。
なお、保安協会以外が実施したものについては、記録により確認を行うものとする。